

# ス ポ ー ツ 選 考

平成22年度奈良県立高等学校入学者特色選抜の一環として、「スポーツ選考」を実施します。  
特色選抜に出願する者の中で、「スポーツ選考」を希望する場合は、以下に基づいて出願してください。

## 1 応 募 資 格

- (1) 応募資格は、特色選抜要項 1 応募資格に準じます。
- (2) 高等学校入学後、指定された運動部に所属し、3年間継続して活動する意欲がある者  
なお、「スポーツ選考」を希望し、特色選抜に合格した場合、高等学校入学後、当該校の指定された運動部に所属し活動するものとします。

## 2 「スポーツ選考」を実施する学校等

実施校、実施する学科（コース）及び指定する運動部については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

なお、受検者数が実施する学科（コース）の募集人員を超えた場合に限り、「スポーツ選考」を実施します。

## 3 出 願 手 続

志願者は、特色選抜要項 5 出願手続に準じて手続をしてください。

## 4 調査書等の提出

中学校長は、特色選抜要項 6 調査書等の提出に準じて手続をしてください。

ただし、「特技に関する記録〔体育〕」（特色選抜要項の様式5）を提出してください。

## 5 入 学 者 の 選 抜

- (1) 合否の判定については、「特技に関する記録〔体育〕」の提出者だけを対象に、実施校において選抜してください。

その際、次のア～ウにより行ってください。

ア 各学科（コース）ごとに、特色選抜の募集人員から「スポーツ選考」による合格予定者数を除いた人員について、特色選抜要項 8 入学者の選抜に基づいて、合否の判定を行ってください。

イ アで、合格とならなかった受検者のうち、「特技に関する記録〔体育〕」の提出者だけを対象に、アで用いた調査書成績に、「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算して、総合的に合否の判定を行ってください。

ウ 上記ア、イの結果、合格者が特色選抜の募集人員に満たなかった場合は、合格とならなかった受検者すべてについて、残りの人員を特色選抜要項 8 入学者の選抜に基づいて、合否の判定を行ってください。

- (2) 各高等学校における選抜資料の取扱いは、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

## 6 そ の 他

ここで定めるもののほか、実施については、特色選抜要項に準じます。